

酒々井町の国民健康保険の減免について

対象となる要件に当てはまると思われる方は税務住民課の税の窓口にご相談ください。下記以外の減免については健康福祉課国保年金班で受け付けます。

対象となる条件	所得の基準	減免割合
自然災害等により受けた損害金額(保険金等により補填される金額を除いた額)が、その資産の価格の30%以上のとき	全世帯	損害の程度が30%以上50%未満の場合 →50%の減免 損害の程度が50%以上の場合 →100%の減免
刑務所等で服役(収監)中の場合で、国民健康保険の給付の制限を受けるとき	なし	給付の制限を受ける期間の全額
世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、または地方税法第292条第1項第9号に規定する障害者になったこと、若しくは60日を超える入院をしたことにより、世帯の総所得金額等(失業保険金、遺族年金等を含む。)が前年に比して、60%著しく減少したとき※上記の計算に用いる所得は利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得を除きます。	①預貯金等の額が60万円(同一世帯の世帯員がいる場合は一人につき27万円加算した額)以下の方 ②世帯の前年分の総所得金額が700万円以下	減少割合が60%以上80%未満の場合 →課税状況により40%～80%の減免 減少割合が80%以上の場合 →課税状況により60%～100%の減免 ※所得割額のみ減免
解雇、倒産等による失業および事業の休廃止等により、総所得金額等(失業保険金、遺族年金等を含む。)が前年に比して60%著しく減少したとき ※上記の計算に用いる所得は利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得を除きます。	①預貯金等の額が60万円(同一世帯の世帯員がいる場合は一人につき27万円加算した額)以下の方 ②世帯の前年分の総所得金額が700万円以下	減少割合が60%以上80%未満の場合 →課税状況により40%～80%の減免 減少割合が80%以上の場合 →課税状況により60%～100%の減免 ※所得割額のみ減免

(注) この減免を受けるには申請が必要となります。

問い合わせ先：酒々井町税務住民課住民税班 043-496-1172